

監査公表第15号（令和4年3月4日、県公報第279号登載）  
公営企業定期監査結果（令和3年度）

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（定期監査）

※監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

3 監査の対象

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等12機関（公営企業）
- (2) 監査対象期間：令和2年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

5 監査の実施内容

- (1) 監査実施期間：令和3年5月26日～令和3年10月11日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

会計名	監査対象機関名	監査実施日	
病院事業	健康増進課 医療指導課	令和3年6月15日～令和3年6月17日	
流域下水道事業	下水道課	令和3年6月3日～令和3年6月4日 令和3年6月8日～令和3年6月11日 令和3年8月31日～令和3年10月11日	
	建築都市総務課	令和3年6月8日～令和3年6月11日	
	流域下水道事務所	令和3年6月1日～令和3年6月2日	
	南筑後県土整備事務所 直方県土整備事務所 八女県土整備事務所 北九州県土整備事務所	令和3年5月26日～令和3年5月27日	
電気・工業用水道・工業用地造成事業	企 業 局	管理課（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	令和3年6月22日～令和3年6月24日
		矢部川発電事務所（電気事業）	令和3年6月21日
		苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	令和3年6月18日

(2) 主な調査項目

ア 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況

イ 財務諸表の内容

資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
建築都市部下水道課 （流域下水道事業会計）	契約	1	福岡県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守業務委託契約について、本県以外の地方公共団体又は国が発行した過去2年間の履行証明書により契約保証金を免除すべきところ、平成30年度に提出された履行証明書のコピーにより契約保証金を免除していた。
計			1件

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
県土整備部 （流域下水道事業会計）	工事用地 補償	1	下水道空気弁補修点検工事において、予定価格算定のため徴した参考見積書について、一社の見積が県の指示と異なる積算をし誤っており、修正させるべきところ、これを行わず予定価格を算出し、積算が過大となっていた。（1件：206,800円）
建築都市部 （流域下水道事業会計）	予算	1	流域下水道事業会計では、令和2年度からの公営企業会計適用に伴い、企業債の元金償還金と利子償還金を別の款で予算措置しており、流用ができなくなったにもかかわらず、これを認識しておらず、第1款「資本的支出」第2項「企業債償還金」において支出超過が生じた。（1件：4,589,032円）
計			2件